

JAS
0020

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

錦鯉一用語

NISHIKIGOI—Vocabulary

2022年 2月 24日 制定

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 分類	1
4 用語及び定義	1
附属書 A	5

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、全日本錦鯉振興会から日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

錦鯉一用語

NISHIKIGOI—Vocabulary

1 適用範囲

この規格は、錦鯉に関する主な用語及び定義について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS Z 8102 物体色の色名

3 分類

用語の分類は、次による。

- 一般
- 品種

4 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

a) 一般

番号	用語	定義	対応英語（参考）
1001	錦鯉	観賞用として外観上の特性を有した鯉（ <i>Cyprinus carpio</i> ）の総称	nishikigoi
1002	品種	一定の外観上の特性に応じて改良及び選別され、同一の単位として分類される錦鯉の類型 注釈1 生物分類学上の種（species）とは異なる。	nishikigoi variety
1003	外観上の特性	体形、地肌の色、斑紋、サイズ（全長、体高、体重等）、光り方等、外観上の特徴的な性質 注釈1 地肌の色は、JIS Z 8102 に規定する色名を基本とするが、錦鯉が生物であるという性質上、個体差があり、その類似する色も含まれる。	appearance characteristics
1004	体形	外見的な姿形 注釈1 うろこの形、並び方等も含まれる。	body shape

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
1005	斑紋	地肌の色と局部的に異なった色による模様 注釈1 斑紋の色は、JIS Z 8102 に規定する色名を基本とするが、錦鯉が生物であるという性質上、個体差があり、その類似する色も含まれる。	imprint

b) 品種

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
2001	紅白 (こうはく)	地肌の色が白 (以下“白地”という。) であって、赤又はべにひ (紅緋) の斑紋 [以下“ひばん (緋斑)”という。] があるもの (図 A.1 参照)	kohaku
2002	大正三色 (たいしょうさんしょく)	白地であって、緋斑及び黒の斑紋があるもの (図 A.2 参照)	taisho-sanshoku
2003	昭和三色 (しょうわさんしょく)	地肌の色は黒 (以下“黒地”という。) であって、緋斑及び白の斑紋があるもの (図 A.3 参照) 注釈1 原則として胸びれの付け根は黒地のものであるが、成長の過程で、白地から黒地になるものもいる。 注釈2 斑紋が現れていない連続した黒地部分 (以下“写り墨”という。) を有する。	showa-sanshoku
2004	白写り (しろうつり)	黒地であって、白の斑紋があるもの (図 A.4 参照) 注釈1 写り墨を有する。 注釈2 べつ甲 (番号 2019) と似ているが、黒地であることから判別可能である。	shiroutsuri
2005	五色 (ごしき)	頭部を除き、藍色又は水色で、うろこの配列により背部全体に網目模様を有し (以下“浅黄地”という。), 背部に緋斑があるもの (図 A.5 参照) 注釈1 緋斑に藍色又は水色が入るものと入らないものがある。 注釈2 黒い斑紋があるものもいる。 注釈3 衣 (番号 2013) と似ているが、浅黄地であることから判別可能である。	goshiki
2006	A 銀鱗 (A ぎんりん)	うろこが金色 (緋斑部分等) 又は銀色 (白地部分等) に光り輝くもののうち、紅白、大正三色又は昭和三色の外観上の特性を有するもの (図 A.6 参照) 注釈1 B 銀鱗 (番号 2007) と合わせて、“金銀鱗”という。	A-ginrin
2007	B 銀鱗 (B ぎんりん)	うろこが金色 (緋斑部分等) 又は銀色 (白地部分等) に光り輝くもののうち、A 銀鱗に該当しないもの (図 A.7 参照) 注釈1 A 銀鱗と合わせて、“金銀鱗”という。	B-ginrin

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
2008	変わり鯉 (かわりごい)	2001～2007 及び 2009～2021 に規定する品種に分類されないもの (図 A.8 参照) 注釈 1 顕著な外観上の特性を持つものや、多数の外観上の特性を持つものは、品評会において変わり鯉として分類される。変わり鯉の分類の中での活躍が顕著になると、新たに慣習的な名称が付けられる。慣習的な名称を持つ変わり鯉に、紅輝黒竜、落ち葉しぐれ等がある。 注釈 2 変わり鯉に分類されるものが、将来的に一つの品種として独立する可能性もある。	kawarigoi
2009	孔雀 (くじゃく)	浅黄地であって、背部に緋斑があり、全身が光り輝くもの (図 A.9 参照) 注釈 1 ドイツ鯉 (番号 2011) の外観上の特性を有するものもいる。	kujaku
2010	九紋竜 (くもんりゅう)	元は黒地であって、成長の過程で白い部分が増えることにより、全身に黒い雲のような模様が浮き出たように見えるものであって、ドイツ鯉の外観上の特性を有するもの (図 A.10 参照) 注釈 1 環境の変化によって短期間のうちに黒い雲のような模様が頻繁に変化することがある。 注釈 2 緋斑があるものもいる。	kumonryu
2011	ドイツ鯉 (どいつごい)	全身にうろこがほとんどなく、地肌が露呈しているもの (図 A.11 参照) 注釈 1 ドイツで改良された食用鯉の品種が日本に輸入された後に、錦鯉の様々な品種と交配されたものである。遺伝的に外観上の特性を強く継承するため、ドイツ鯉の外観上の特性が付与された品種が数多く作出されている。	doitsugoi
2012	光り模様 (ひかりもよう)	黒地以外であって、斑紋があり、全身が光り輝くもの (図 A.12 参照)	hikari-moyo
2013	衣 (ころも)	緋斑があり、緋斑部分のうろこの先端が半月状に藍色又は黒に染まったもの (図 A.13 参照) 注釈 1 緋斑部分のうろこの先端が半月状に藍色に染まったものを“藍衣”，黒に染まったものを“黒衣”又は“ぶどう (葡萄) 衣”という。 注釈 2 五色と似ているが、浅黄地ではないことから判別可能である。	koromo
2014	丹頂 (たんちょう)	頭部に円形の緋斑があるもの (図 A.14 参照) 注釈 1 円形の斑紋が緋斑以外であることがある。	tancho
2015	光り写り (ひかりうつり)	黒地であって、斑紋があり、全身が光り輝くもの (図 A.15 参照) 注釈 1 写り墨を有する。	hikari-utsuri
2016	光り無地 (ひかりむじ)	斑紋がなく、全身が光り輝くもの (図 A.16 参照) 注釈 1 慣習的な名称を持つ光り無地に、オレンジ黄金、プラチナ黄金、松葉黄金等がある。	hikari-muji
2017	秋翠 (しゅうすい)	浅黄 (番号 2018) のうち、ドイツ鯉の外観上の特性を有するもの (図 A.17 参照)	shusui

番号	用語	定義	対応英語 (参考)
2018	浅黄 (あさぎ)	浅黄地であって、原則として腹部に緋斑があるもの (図 A.18 参照)	asagi
2019	べっ甲 (べっこう)	地肌の色は白, 黄色又は赤であって、まとまった点状の黒の斑紋があるもの (図 A.19 参照) 注釈1 地肌の色が白であるものを“白べっ甲”, 地肌の色が赤であるものを“赤べっ甲”, 地肌の色が黄色であるものを“黄べっ甲”という。 注釈2 白写り及び緋写り・黄写り (番号 2020) と似ているが, 黒地ではないことから判別可能である。	bekko
2020	緋写り・黄写り (ひうつり・きうつり)	黒地であって、紅緋又は黄色の斑紋があるもの (図 A.20 参照) 注釈1 写り墨を有する。 注釈2 紅緋の斑紋があるものを“緋写り”, 黄色の斑紋があるものを“黄写り”という。 注釈3 べっ甲と似ているが, 黒地であることから判別可能である。	hiutsuri and kiutsuri
2021	無地 (むじ)	斑紋がないもの (図 A.21 参照)	muji

注釈1 この規格で定める品種の分類は, 錦鯉の品評会における審査又は商取引を行うための分類であり, 必要に応じて品種を細分化する場合は, この限りではない。

附属書 A (参考) 品種の参考写真

錦鯉の品種に関する参考写真を図 A.1～図 A.21 に示す。

注記 1 これらの参考写真は、全日本錦鯉振興会において入手できる。

注記 2 これらの参考写真の個体について、細分化した名称があるものは、括弧内に記載する。

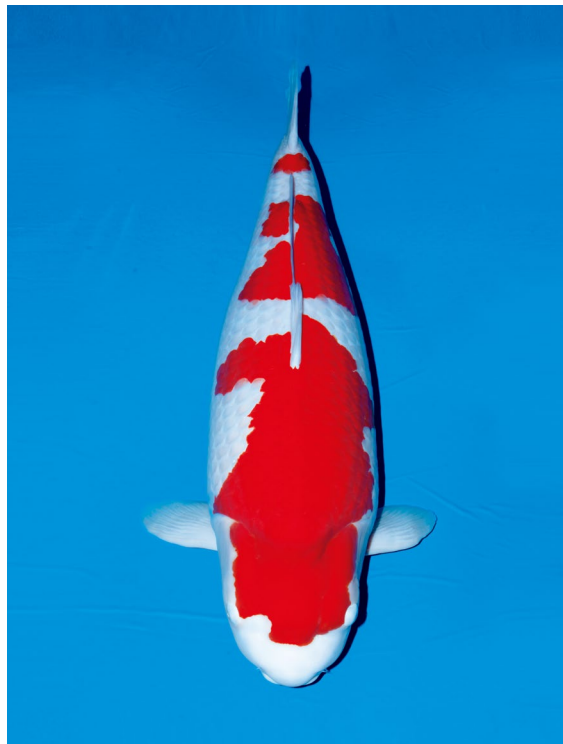


図 A.1—紅白の参考写真



図 A.2 - 大正三色の参考写真

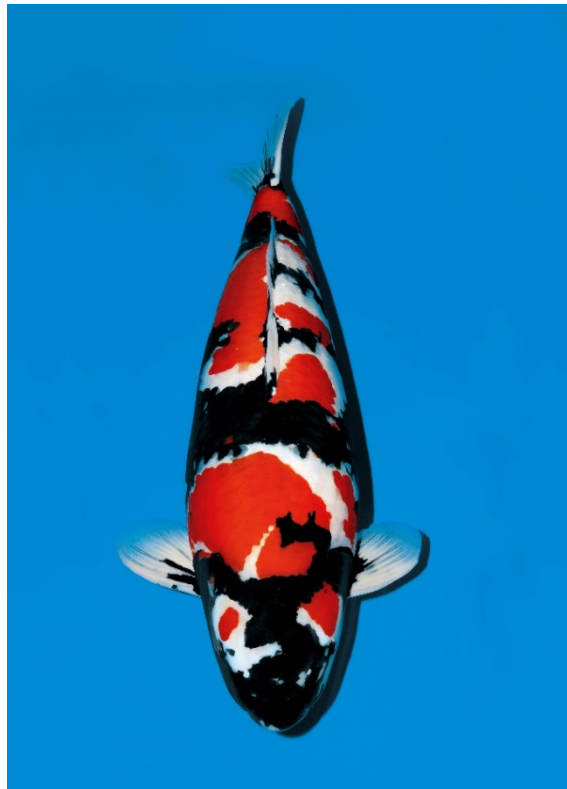


図 A.3 - 昭和三色の参考写真

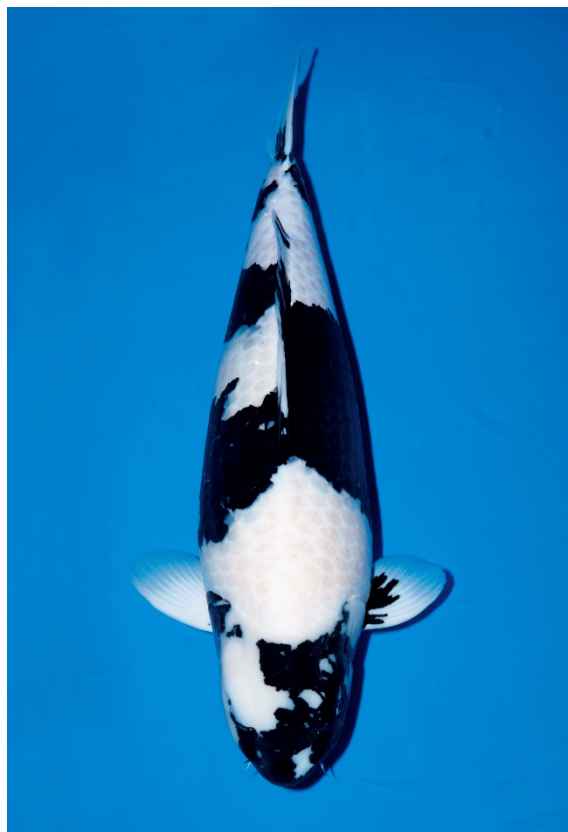


図 A.4－白写りの参考写真

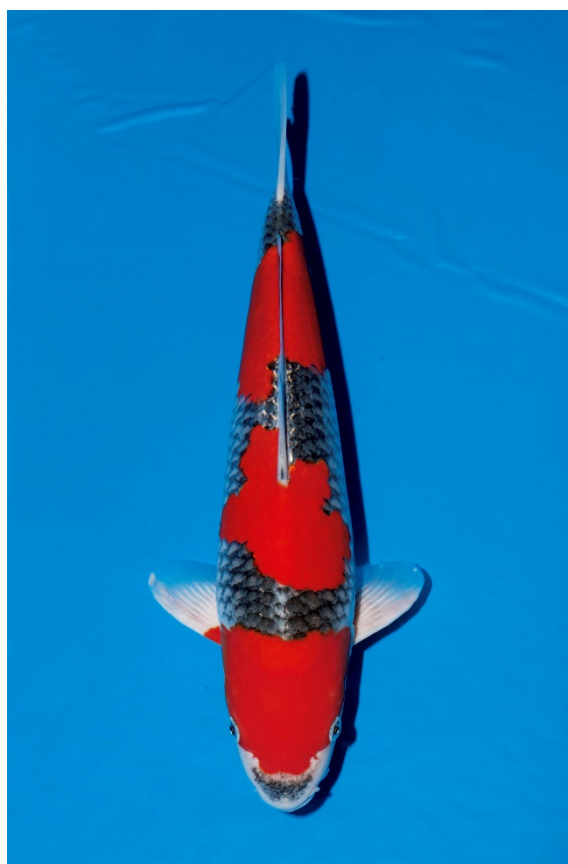


図 A.5－五色の参考写真



図 A.6-A 銀鱗の参考写真 (銀鱗昭和三色)

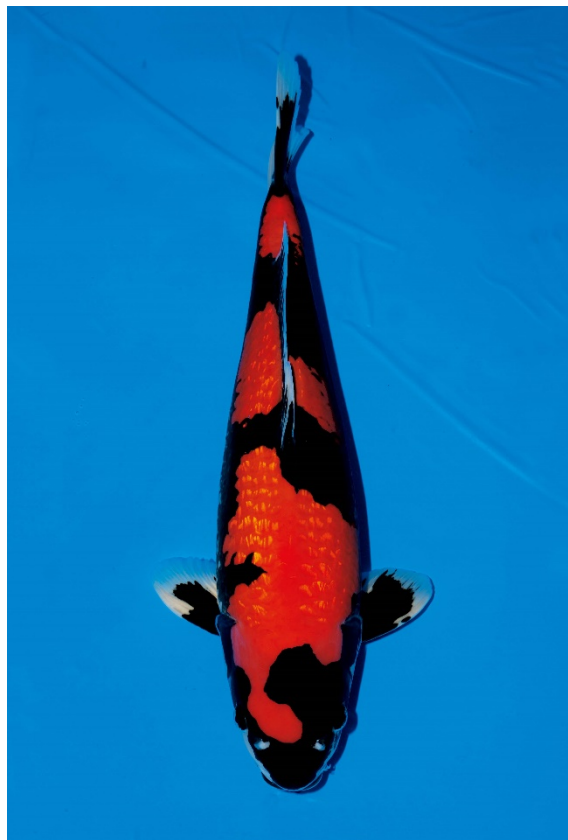


図 A.7-B 銀鱗の参考写真 (銀鱗五色)



図 A.8—変わり鯉の参考写真（紅輝黒竜）



図 A.9—孔雀の参考写真

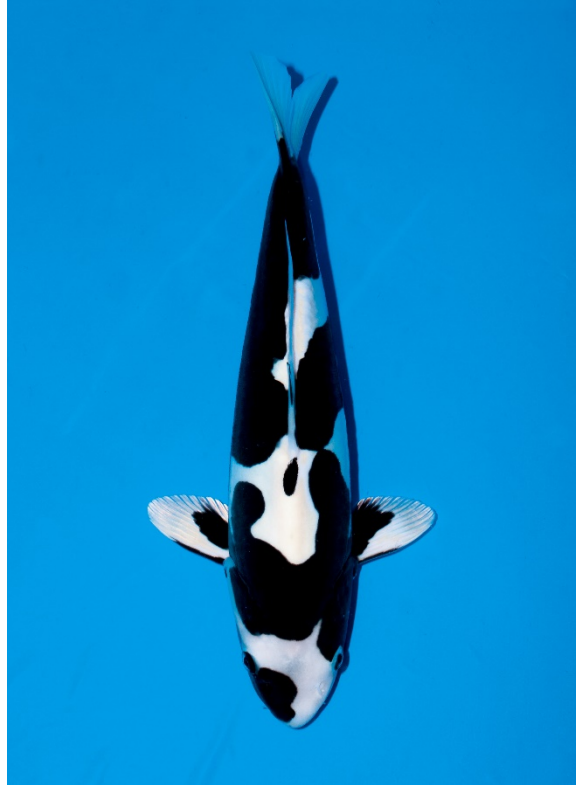


図 A.10—九紋竜の参考写真

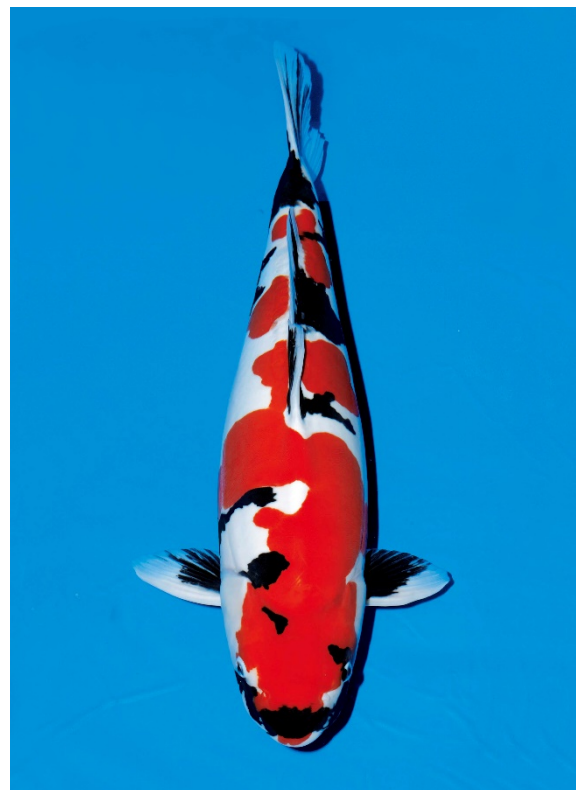


図 A.11—ドイツ鯉の参考写真（ドイツ昭和三色）

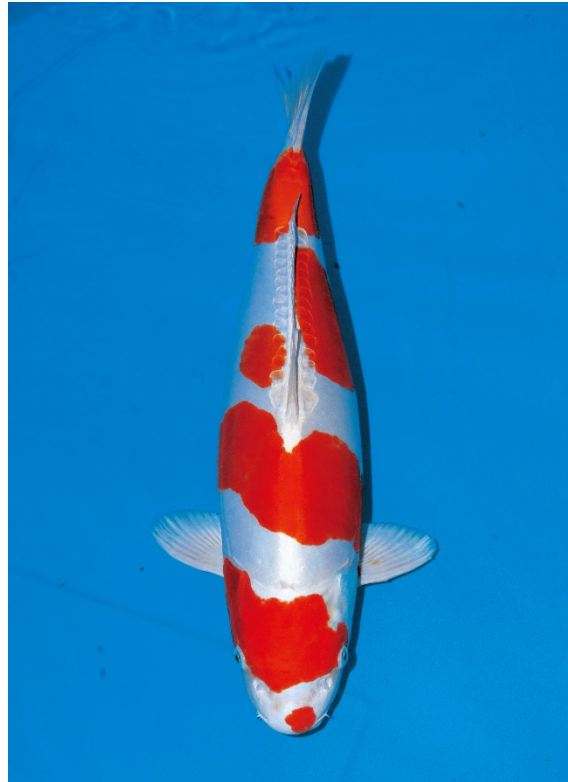


図 A.12—光り模様の参考写真（菊水）



図 A.13—衣の参考写真（藍衣）

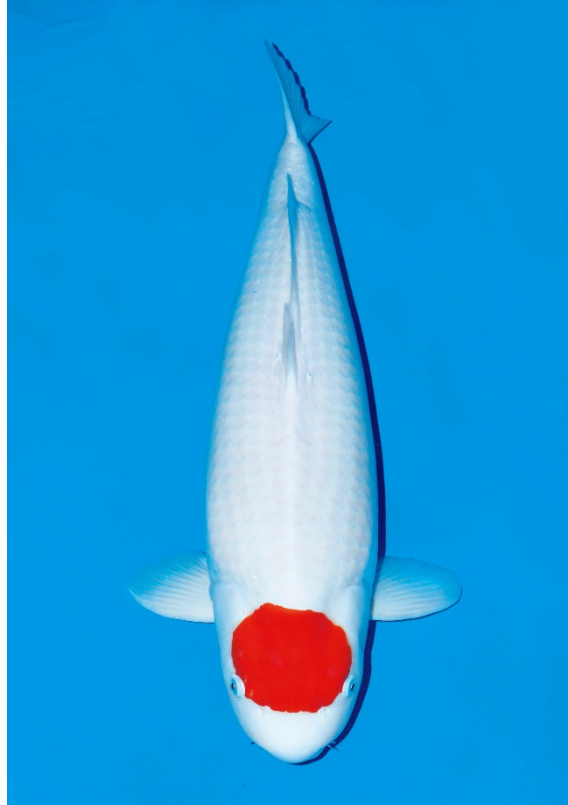


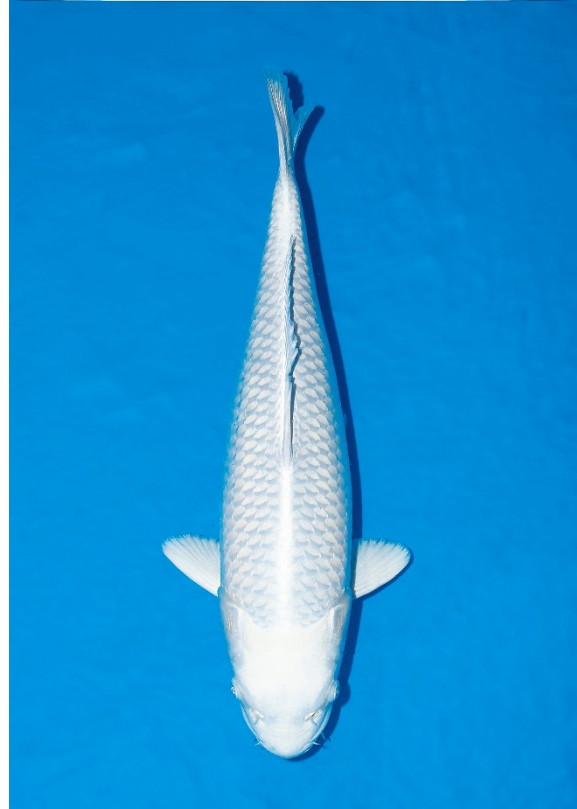
図 A.14—丹頂の参考写真 (丹頂紅白)



図 A.15—光り写りの参考写真 (金昭和)



a) 光り無地 (オレンジ黄金)



b) 光り無地 (プラチナ黄金)



c) 光り無地 (松葉黄金)

図 A.16—光り無地の参考写真



図 A.17—秋翠の参考写真



図 A.18—浅黄の参考写真



図 A.19—べっ甲の参考写真 (白べっ甲)



a) 緋写り



b) 黄写り

図 A.20—緋写り・黄写りの参考写真



図 A.21—無地の参考写真（黄鯉）

制定等の履歴

制 定 令和4年2月24日農林水産省告示第444号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和4年2月24日農林水産省告示第444号
令和4年3月26日から施行する。